

離婚時の年金分割制度

お問い合わせ ☎

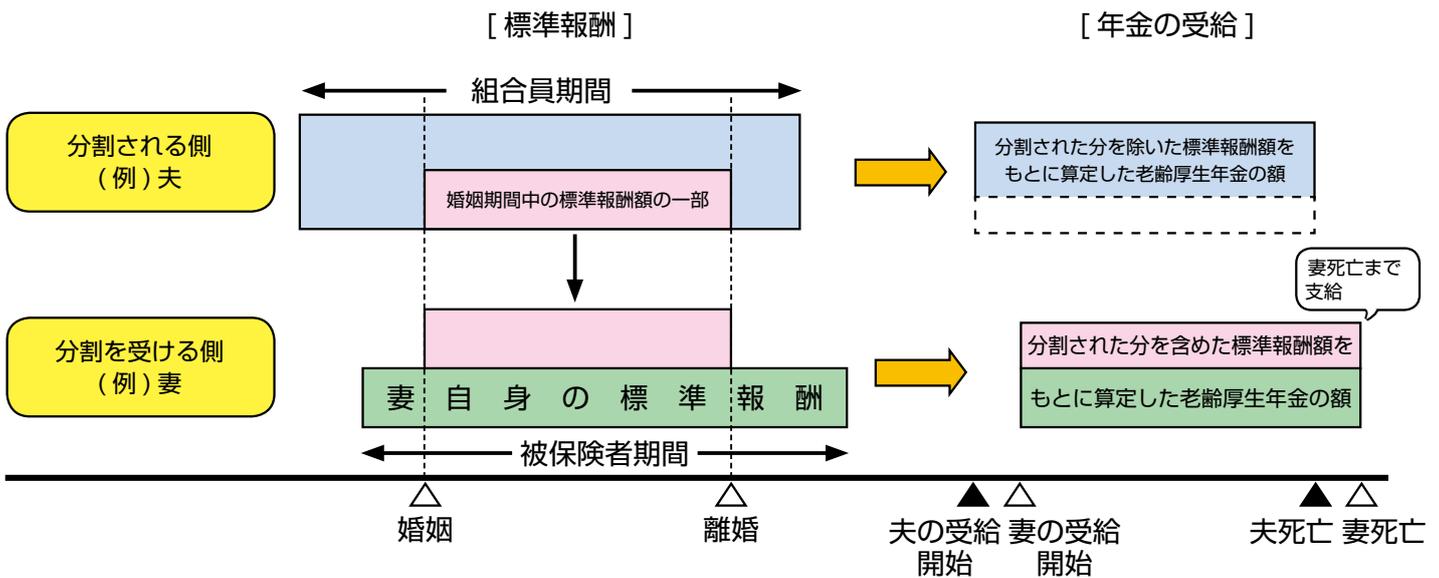
年金班 043-223-4116

年金分割制度とは組合員または組合員であった方が離婚をした場合、婚姻期間中の厚生年金等の計算の基となる保険料納付記録（標準報酬）を当事者間で分割することができる制度です。

1. 合意分割制度

平成 19 年 4 月 1 日以後に離婚している、または事実婚関係を解消している方で、離婚をした当事者双方の合意や裁判所の決定に基づき年金分割の割合を定めていることが条件であり、当事者の二人またはその一人からの請求により婚姻期間中の保険料納付記録（標準報酬）を分割することができる制度です。

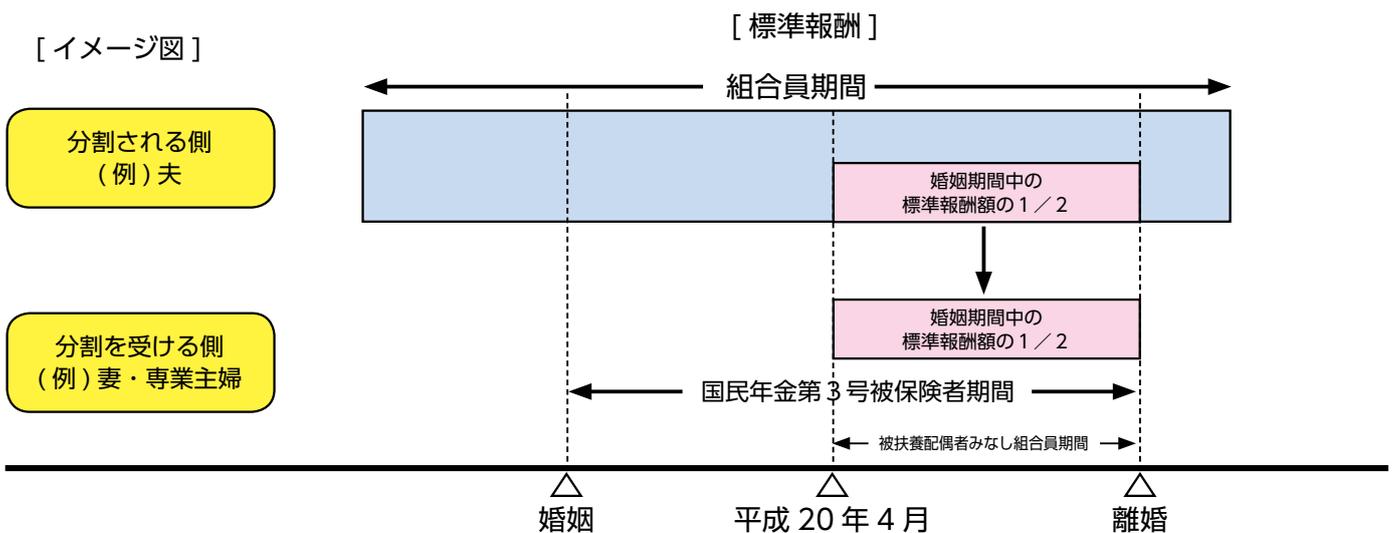
[イメージ図]



2. 3号分割制度

平成 20 年 5 月 1 日以後に離婚している、または事実婚関係を解消しており、平成 20 年 4 月 1 日以後にお二人の一方に国民年金第 3 号被保険者期間がある場合、第 3 号被保険者からの請求により、相手方の保険料納付記録（標準報酬）を 2 分の 1 ずつ当事者間で分割することができる制度です。

[イメージ図]



年金分割により、お二人の年金は分割後の保険料納付記録（標準報酬）で計算されます。

注意!

- ・この制度は年金額を分割するものではありません。
- ・分割請求は、離婚をした日の翌日から 2 年を経過すると請求することができなくなります。